

春日井市がん患者補整具購入費助成金交付要綱 Q&A

No.	区分	質問	回答
1	補助対象	ウィッグについて、助成対象となるものは何ですか。	全頭用・部分用ウィッグが対象となります。医療用ウィッグかどうかは問いません。また、頭皮保護ネットも対象とします。 くしやクリーナー等のケア用品は対象となりません。
2	補助対象	医療用帽子について、助成対象となるものは何ですか。	肌にやさしい素材で作られた帽子や毛付き帽子など、がん治療に伴う脱毛を補整することを目的とする帽子であれば対象となります。
3	補助対象	乳房補整具について、助成対象となるものは何ですか。	補整下着（補整パッドと下着が一体になったもの）、補整パッド、人工乳房（肌に直接接着させて使うもの）が対象となります。 補整パッド又は人工乳房を固定するために購入した補整機能のない下着は、補整パッド又は人工乳房と共に申請をする場合のみ対象とします。
4	補助対象	助成対象となる補整具は、1人1つですか。	いいえ。購入される個数は問いませんので、複数でも対象となります。ただし、申請は1回にまとめて合計額で申請してください。また、いずれの補整具についても申請期限内にあることが必要です。
5	補助対象	ウィッグをレンタルして利用する場合、レンタル費用は対象となりますか。	対象となりません。購入費用のみを対象としています。
6	補助対象	乳房補整具は左右それぞれで1回申請が可能ですか。	片側、両側にかかわらず1回の申請になります。
7	対象者	対象者の性別、年齢の制限はありますか。	対象者の性別、年齢の制限はありません。 ただし、対象者が未成年の場合は保護者を申請者としてください。
8	対象者	どのような疾患が対象となりますか。	全国がん登録の届出対象となる疾患※1及び、造血幹細胞移植を実施する非がん疾患※2を対象とします。 ※1 ・悪性新生物及び上皮内がん ・髄膜又は脳、脊髄、脳神経その他の中枢神経系に発生した腫瘍 ・卵巣腫瘍（次に掲げるものに限る。） 境界悪性漿液性乳頭状のう胞腫瘍 境界悪性漿液性のう胞腺腫 境界悪性漿液性表在性乳頭腫瘍

			<p>境界悪性乳頭状のう胞腺腫 境界悪性粘液性乳頭状のう胞腺腫 境界悪性粘液性のう胞腫瘍 境界悪性明細胞のう胞腫瘍</p> <p>・消化管間質腫瘍</p> <p>※2 再生不良性貧血など</p>
9	対象者	がん治療を受けた日が3年前ですが、対象となりますか。	治療を受けた時期は問いません。現在、治療に伴う外見の変化があり、補整具を令和4年4月1日以降に購入し、購入後1年以内の申請であれば対象とします。
10	対象者	異なるがんに罹患した場合や再発の場合には、再度申請が可能ですか。	再発・転移など異なるがんに罹患した場合でも、再度の申請はできません。
11	対象者	過去にウィッグで助成を受けました。今回乳房補整具で助成を受けられますか。	可能です。(①ウィッグ・医療用帽子、②乳房補整具のそれぞれで1人1回申請ができます。)
12	対象者	代理申請は可能ですか。	対象者本人が申請することを原則としますが、やむを得ない理由で申請を行うことができない場合は代理申請が可能です(委任状が必要)。 ただし、対象者が未成年の場合は保護者を申請者とし、委任状は必要ありません。
13	補助額	補整具に係る消費税は助成対象となりますか。	対象経費は、本体価格+消費税であるため、対象となります。
14	補助額	補整具購入にかかった手数料や送料等は助成対象となりますか。	対象となりません。
15	申請書類	「同意書」はどのようなものを指しますか。	乳房切除手術や脱毛を副作用とする薬物療法などの医療行為前に医療機関から説明を受けて署名した同意書を指します。
16	申請書類	「がん治療を受けた、又は現に受けていること及びがん治療に伴う脱毛又は外科的治療等による乳房の変形を証明する書類」として、「お薬手帳」や「診療明細書」も可能ですか。	ウィッグや医療用帽子の場合、脱毛原因の治療内容(抗がん剤名等)が確認できるものであれば、お薬手帳や診療明細書の写しでも構いません。

17	申請書類	領収書にはどのような記載が必要ですか。	<p>購入者(申請者又は助成対象者)の氏名、購入日、購入金額、品名、領収書発行者の名称の記載が必要です。</p> <p>品名は、購入物が助成対象品であることがわかるよう、「ウィッグ」、「医療用帽子」、「補整下着」、「補整パッド」又は「人工乳房」と記載してください。</p>
18	申請書類	領収書に品名が書かれていないが、どうすればよいですか。	領収書に必要事項が記載されていない場合は、納品書や明細書など購入内容がわかるものの写しを添付してください。
19	申請書類	クレジットカード決済で購入しました。領収書がありませんが、どうしたらよいですか。	<p>店舗によってはクレジットカード決済でも領収書を発行するようですが、発行されない場合は購入内容及び支払い金額が確認できる書類を提出してください。</p> <p>【購入内容が確認できる書類】 購入したウィッグが掲載されているパンフレットやカタログ等</p> <p>【支払内容が確認できる書類】 レシートやクレジットカード売上票等</p>